ご存知ですか？

相続登記の申請義務化

相続登記はお済みですか？

土地や建物を所有していた方が亡くなられ、相続が発生した場合、法務局へ速やかに相続登記の申請をしましょう。

相続登記をせずに放っておくと、新たな相続が発生し、相続登記の手続がますます難しくなってしまいます。

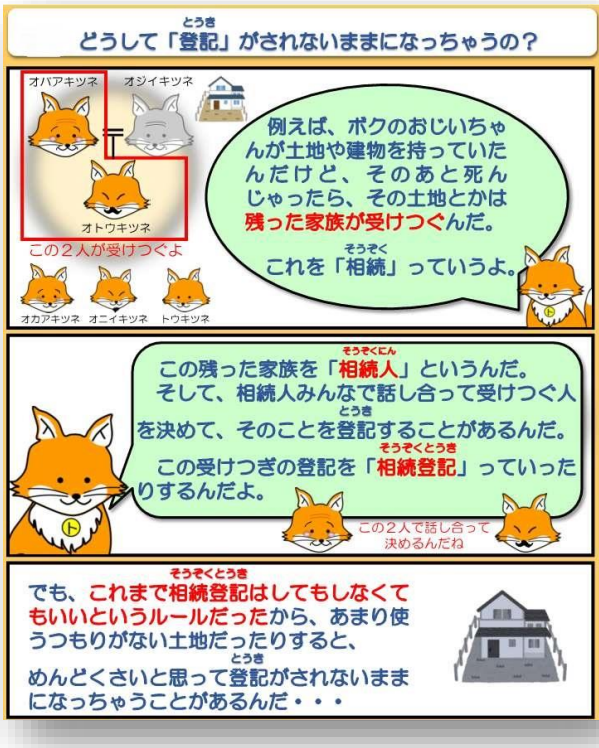

相続登記をしないとこんなデメリットが！

- 相続した土地や建物を売却できない。
- 不動産を担保にしたローンが組めない。
- 時間が経つほど相続登記の手続が困難になり、相続人全員を特定するための書類収集の手間と費用が大幅に増える。
- 所有者が分からない土地が増えて、災害復興事業や公共事業が進まない。

令和６年４月１日から相続登記の申請が義務化されます

所有者不明土地の発生を予防するため、令和３年４月に「民法等の一部を改正する法律」が成立し、令和６年４月１日から、これまで任意であった相続登記の申請が義務化されます。

不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

なくそう、所有者不明土地

～不動産に関するルールが大きく変わります～

①不動産登記制度の見直し
②相続土地国庫帰属制度の創設
③民法のルールの見直し

所有者不明土地に関する不動産のルールの改正についてはこちら

相続登記に関する手続はこちらをご確認ください

不動産登記申請手続（書式）はこちら

オンライン申請（登記・供託ねっと）はこちら

那覇地方法務局